OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	戦後音楽教育における「情操」概念の機能
Author(s)	山本, 耕平
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69704
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　　名　（　　山本　耕平　　）	
論文題名	戦後音楽教育における「情操」概念の機能

論文内容の要旨

本研究は、戦後音楽教育における「情操」概念について歴史的な視点から考察し、その機能を明らかにすることを目的とする。本研究は二部構成をとっており、第一部（第一章～第五章）では「情操教育の歴史的検討」と題し、1945年から1968年までの時期を中心に戦後音楽教育における情操概念にまつわる言説分析を通じて歴史的な検討を行った。続く第二部（第六章～第九章）では「音楽教育と情操教育」というテーマのもと、具体的な音楽教育実践を取り上げながら音楽教育と情操教育との関係について考察した。

序章では、音楽教育が現在においても情操教育としての役割を期待されていることに触れつつ、教育音楽としての音楽教育の独自性について明らかにした。こと音楽教育については、評論家や作曲家など、音楽教育の外にいる立場からは独特の存在感を有しているとされ、それが教育音楽としてカテゴライズされてきた。さらに先行研究を踏まえつつ、教育音楽が芸術音楽および大衆音楽と異なる独自の区分として捉えられ、その特徴が情操教育に重きが置かれている点にあるということを指摘した。そして戦後音楽教育は芸術教育であると同時に情操教育でもあるという状況にあり、時代の流れに応じてむしろ情操教育の側面がより強まっていくことで教育音楽としてのあり方が定着していったと捉える本研究の立場を明らかにした。

第一章では、戦前と戦後の音楽教育の連続性について検討した。先行研究によれば、情操という語は、“sentiment”の訳語として1881（明治14）年あたりから日本に広まりはじめたとされる。情操という語は明治期から大正期にかけ、心理学や教育学において徐々に知られるようになっていた。しかし情操という語自体は、心理学が発展して科学性を獲得するにつれ、教育学における徳目の一つに過ぎない抽象的、観念的な概念として残るようになった。実際に音楽教育に関わる教育法規や教科書の目標には戦前から情操という語が用いられていた。戦後の音楽教育は諸井三郎を中心として始まり、それは芸術教育としての側面が強かったとされたが、戦前、戦後の資料を検討する中で、決して音楽教育は芸術教育という一枚岩ではなく、戦前、戦後ともに芸術教育および情操教育のどちらもが重視されていた。

第二章では、教育課程審議会や文教委員会での発言に注目し、文部省が道徳特設に伴い、音楽科こそが情操教育を担う重要な教科であるという捉え方をするようになったことを明らかにした。音楽科は道徳教育や科学技術教育に対し、授業数の調整の対象となった。結果的には中学3年生で授業数は１時間減り選択制となってしまったが、その議論の過程において、文部省は音楽教育が情操教育であるという位置付けを明確にすることによって音楽科のあり方を規定することとなった。

第三章では、1951（昭和26）年および1958（昭和33）年の学習指導要領改訂の時期を対象に音楽教育の側に属する人たちの議論を対象に検討した。音楽科は科学技術教育や道徳教育の台頭に伴い、単に芸術教育であるということだけではそのあり方を維持することが難しくなっていた。そこで音楽科は自らがいかに科学技術教育や道徳教育に役立つのか、といった立場から自らのあり方を主張するようになった。音楽教育は、単に徳目を教え込むことではないが、音楽に関係する聴覚やリズム、触覚が科学技術教育につながるとか、合唱や合奏において美しい調和へ向かって努力することが音楽と道徳との結合点であるなどといった視点から、つまり音楽教育と科学技術教育あるいは道徳教育との関連から語られるようになったのである。音楽科は戦後になり芸術教育として出発しようとしたものの、特に道徳教育の登場により情操教育を媒介として自らのあり方を道徳教育に役立つ教科としてシフトしていた。すなわち戦後の音楽科が時代のニーズに合うように自らのあり方を巧みに変えていたということである。

第四章では1958（昭和33）年の学習指導要領改訂時期における日本教職員組合（以下日教組）の議論に注目した。1958（昭和33）年の学習指導要領が法的拘束力を持つようになり、日教組はそれが文部省による「上からの押し付け」であると考えていた。日教組は学習指導要領に批判的な立場を取っており、音楽教育に対しても批判的な態度を取っていた。そこで第四章では、学習指導要領に見られる「美的情操」という目標に対し日教組がどのように批判したのかに注目することで、この当時の音楽教育と人間形成の関係性を明らかにした。当時の日教組の理論的指導者の一人

であった園部三郎の議論を起点としつつ、教研集会を中心とする日教組での議論の変遷に着目すると、当時の日教組は「美的情操」を狭い目標観であると捉えており、彼らはむしろもっと広い意味での人間形成をめざすべきであると考えていた。その結果、音楽教育における情操教育は美的情操より広く、より抽象的な意味を帯びるようになった。

第五章では、東京都文京区立柳町小学校を中心とする1960年代における学校現場での情操教育の実践を取り上げ、当時の情操教育について考察した。1960年代は新しい子ども像が提示され、情操教育の必要性が叫ばれた時代であった。そしてこの時期に人づくりに関する2つの答申が出され、それを受けて全国的に情操教育がブームとなった。柳町小学校では学校教育全体で情操教育を推進しており、特に感動性を重視していた。こうした教育方針は音楽教育を専門とする百瀬三郎校長の影響が大きかった。柳町小学校では全校合奏などをはじめとする音楽活動によって協調性や責任感を学ぶことを重視しており、それこそが情操教育であると考えていた。そして他校の実践においても柳町小学校と同様に協調性や責任感が重視されていることを示し、さらに1968年の学習指導要領改訂によって音楽科の目標においてそれまで「美的情操」であったところが「情操」となり、文部省の側でもまた音楽教育を広い意味での人間形成を担う教科と捉えようとしていたことを踏まえ、この時期において名実ともに音楽教育が情操教育となったということを明らかにした。

第六章では、戦後の子どもの歌という概念の形成について、小林純一やろばの会を中心に取り上げ考察した。小林を中心とする「子どもの歌声運動」が宣言された1955年周辺はうたごえ運動が活発に活動しており、また文部省の側では、うたごえ運動の子どもへの影響を危惧し『青少年の合唱』を発行するなどの状況にあった。子どもの歌声運動は、大正時代から続く童謡がはらんでいる童心主義のイメージから脱却し、さらに当時から俗悪音楽とされていた流行歌から子どもを守ることをめざしていた。ろばの会を中心とした歌曲はその後も多数残され、さらに雑誌『教育音楽』においても子どもの歌の作曲が募集されるなど一定の広がりを見せていた。またこうして戦後音楽教育において子どもの歌が浸透していく中で、子どもの歌には歌詞の内容によって徳目を教え込むといった従来の唱歌教育とは異なる「心の栄養」という形をもって、情操教育としての意味を新たに纏うようになった。

第七章では、大阪音楽教育の会の活動を中心に、戦後音楽教育における歌唱教育の一つの側面を明らかにした。1960年代から70年代にかけ、日教組が主催する教研集会の音楽分科会では、わらべうたによる音楽教育が盛んとなっていたが、その一方で斎藤喜博や丸山亜季を中心とする群馬県の合唱活動もまた注目されていた。大阪音楽教育の会は群馬県の活動に影響を受け、歌うことを中心に据えた音楽教育を実践していく。大阪音楽教育の会は、もともと歌う意欲を引き出すためにうたごえ運動の活動を肯定的に捉え、うたごえ運動で歌われていた曲を教材曲として積極的に採用していた。そして群馬県による感動を中心とする指導や自主教材の編成がさらに後押しする形で大阪音楽教育の会の活動は活発化した。大阪音楽教育の会では、歌うことによる人間性の向上を第一と考えていた。それは、単に音楽美を学ぶというお題目にとどまらず感動することをベースとした音楽教育観であり、情操教育としてのあり方を提示している。

第八章では、音楽教育における作曲家の肖像画を取り上げ、その歴史的意義について考察した。明治時代の教室では、まず美育のための環境整備が行われ、その一環として音楽のムード作りのために肖像画が掲げられるようになったが、その後、めざされるべき人間像としてその役割を担うようになった。

第九章では、ベートーヴェンにまつわる逸話「月光の曲」を手がかりとして、教育現場における作曲家の描かれ方について考察した。逸話としての「月光の曲」はまず英語の教科書を通じて日本に伝わり、その後読本教科書で広がっていった。そしてその後、この話があくまで逸話にすぎないことが自覚されながらも、理想の人間としてのベートーヴェン像を伝えるためのメディアとして活用された。

本研究では、戦後音楽教育が情操教育としてのあり方を強め、それが教育音楽としての姿であることを主張してきた。第一部では、すでに述べたように音楽教育に携わる専門家、日教組、学校現場など、音楽教育に関わる様々な立場から歴史的にその主張を検証してきた。そして第二部では、音楽教育が実際の教育現場においていかに教育音楽としてのあり方をとっていたのかを明らかにした。戦後音楽教育は、情操という曖昧な概念を重要なものとして位置付け、人間形成という観点から音楽教育を行ってきたことを明らかにした。それは、端的にいうなら日本の戦後音楽教育では「良い子」を作ることがめざされており、それが教育音楽としてのあり方を方向づけているということである。

以上が本研究の概要および結論である。今後は、本研究のテーマとなっている情操教育や教育音楽という視点から戦後音楽教育史について引き続き考察を深めるとともに、学校現場の外で行われている民間の音楽教室や各種サークルでの活動などにも目を向け、より広い範囲から日本における音楽教育のあり方について考察していきたい。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　山本　耕平　）			
	（職）		氏　名
論文審査担当者	主 査	大阪大学　教授	伊東 信宏
	副 査	大阪大学　教授	永田 靖
	副 査	大阪大学　教授	輪島 裕介
	副 査	和歌山大学　教授	菅 道子

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

様式 7 別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：　戦後音楽教育における「情操」概念の機能

学位申請者　山本 耕平

論文審査担当者

主査　大阪大学教授　伊東 信宏
副査　大阪大学教授　永田 靖
副査　大阪大学准教授　輪島 裕介
副査　和歌山大学教授　菅 道子

【論文内容の要旨】

第二次大戦後の日本において、音楽は、学校教育の場では「情操教育」という概念と結びつけて理解されてきた。すでに 1947 年の「学習指導要領（試案）」において「音楽教育即情操教育」という言葉が用いられており、その後もこの概念は様々な議論を呼びながらも、現代にいたるまで維持されている。本論文は、戦後音楽教育史において重要でありながら曖昧であったために様々な意味を担わされてきた「情操」の概念について、歴史的な検討を加えるとともに、その機能について考察することを目的としている。扱われる時代は、より厳密には敗戦直後の 1947 年から、学習指導要領の改定が一つの決着を迎える 1968 年までである。

全体は大きく２部に分かれる。第一部の５つの章は、主として概念史を扱い、第二部はそこから浮かび上がってきたいくつかのトピックに関する各論とも言えるものである。第一章では、「情操」という言葉の初出（1880 年前後）から、それが音楽教育の目標として取り入れられていく過程を明らかにする。とりわけ、戦前と前後の音楽教育に「情操」という観点からの連続性を見るところに本論文の特色がある。第二章は、教育課程審議会などの議論から、文部省において情操教育としての音楽科という考え方が定着していく過程を描き出す。第三章では、1950 年代の学習指導要領改定、およびその周辺の言説を検討し、この時代の音楽教育が道徳教育へと次第に歩み寄りつつあったことを示している。第四章は、1958 年の学習指導要領の改定時期において、日本教職員組合（以下日教組）の理論的指導者であった園部三郎や現場の教師たちによる批判を扱う。戦前の「情操注入主義」とも、戦後の諸井三郎の方針が結果として招いた「技術注入主義」とも違う「人間形成」としての音楽教育という考え方が広まっていたことが明らかにされる。第五章は、東京都文京区立柳町小学校の実践などを手がかりとして 1960 年代の情操教育について検討している。学校の現場では、音楽は主に「協調性」のように間接的な音楽の効果が重視されていた、とする。

第二部では、第一部での議論を踏まえ、音楽教育に含まれる情操教育の諸側面を、実際のカリキュラムや教材、あるいは学校現場での指導の実態などから明らかにしていく。第六章は、戦後日本における「子どもの歌」の歴史を、ろばの会の活動などを中心に追っている。第七章は、日教組主催による教育研究全国集会における大阪音楽教育の会の活動に注目し、1970 年代の歌唱教育の理念を検討している。第八章は、音楽室における作曲家の肖

像画の問題を取り上げる。また第九章では、日本の教育現場における「月光の曲」にまつわる逸話の受容の過程を辿り、そこで描かれたベートーヴェン像を詳らかにするとともに、ベートーヴェンを通じた人間形成がどのようにして行われていたのかを明らかにする。

そして終章では、第一部と第二部の議論を総括しながら、結論として戦後音楽教育における「情操」概念は、曖昧さを孕みながらも、むしろその時々に意味を変えながら利用されてきたことを指摘し、最後にこれからの音楽教育においては、むしろ音楽と社会の関わりについて、より積極的に学び、音楽について書いたり話したりすることを取り入れていくべきだ、という提言を行って閉じられる。

序章、終章を加えて全 11 章、164 頁と参考文献表から成る。本文中には「情操」概念の変遷をまとめた表などとともに、文科省の課長によるメモの書き起こしや、学習指導要領における音楽教室レイアウト例など、ユニークな資料が含まれている。

【論文審査の結果の要旨】

本論文に関する口頭試問は、2018 年 2 月 12 日（月）に、およそ２時間にわたって実施した。まずここで高く評価されたのは、本論文が、音楽教育における「情操」という曖昧な概念について歴史的概観を抑えた上で、「教室の肖像画」や「月光の曲のエピソード」のような個別のトピックについても興味深い議論を展開した点、つまり第一部と第二部の双方で、独自の議論を展開できたという点である。また、戦後すぐに出た音楽科学習指導要領（試案）における諸井三郎の「音楽教育即情操教育」という方針が、50 年代に入ってもう一度ゆり戻しを受けた過程を、行政側からだけではなく、教師、あるいは教職員組合の側からの資料も含めて検討したことも重要である。特に、第二章の衆議院文教委員会の議事録や、文科省鹿内瑞子氏の旧蔵資料（表５）、あるいは第三章におけるやはり文部省の課長であった大田周夫氏の旧蔵資料（表６）などの資料を掘り起こし、整理し、議論の骨組みとしたことは、この論文の価値を高めていると思われる。さらに、第八章、第九章の着眼点もユニークであり、さらなる展開が期待できるという点では、審査員の意見が一致した。

ただ戦前と戦後の「情操」教育観に連続性が見られる、という本論文の主張に対しては、その根拠となった個々の発言や文言の背景をもう少し丁寧に見ることで、単なる連続性ではなく、その差異をも見てとるべきだという指摘もあった。また、論文のまとめ方としては、「情操」という概念が、様々な意味を孕み得るがゆえに、その時々に、それぞれの立場から解釈され、結果として長く音楽教育と関連付けられてきた点に、この概念の特殊性と可能性と限界とを見る、というやり方があったのではないか、という指摘も多かった。

その他、「芸術音楽」「大衆音楽」「教育音楽」という三区分をもう少し議論に活かす方法があったのではないか、あるいはここで扱われている「音楽教育」は学校の教科としての音楽教育だけだが、その範囲を広げて考える可能性もある、という指摘もあった。同時期の演劇教育との対比も問題になり、それらを含みこむことで今後、本研究は音楽教育史だけではなく、戦後の文化政策、文化史などへと広がる可能性を持つことも示された。

本研究科に提出された論文としては、本論文は音楽教育の歴史という稀な主題を扱っていたが、教育史の手続きを踏まえつつ、音楽学の視点もうまく議論に取り込み、総じて興味深い成果をあげたと言える。口頭審査において指摘されたようないくつかの問題点はあるが、本論文は独自の視点からいくつもの新しい知見を得ており、その意義は大きい。博士（文学）の学位にふさわしい価値を有するものと認定する。